

# パブリックコメントの結果公表

様式3

施策担当課→市民活動団体支援課→広報課

案件名	「第4次藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(案)に関するパブリックコメント
<p>「第4次藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(案)に対し、ご意見をいただきありがとうございました。 提出された意見の内容(要約)及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。</p>	

## パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	6人
(2) 提出された意見の数	16件

## 意見の反映状況

(1) 反映した意見	3件
(2) 既に盛り込み済みの意見	3件
(3) 今後の参考とする意見	6件
(4) 反映できない意見	-件
(5) その他(質問含む)	4件

## 意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	(1ページ他) 地区社協は自治会連合会の10支部ごとに設置されているが、活動拠点は地区交流センターや公民館である。今後、地区社協活動に関わる人が高齢・減少することが考えられる中で、地区社協の設置範囲を地区交流センターに合わせて12にしているかどうか。	地区社協は小地域の地域福祉活動の中核を担い、地区住民の主体的な参加により組織化されるもので、地区住民の抱える福祉課題について住民どうしが協働し、解決を目指すことを目的としています。本市における地区社協は、組織、活動が自治会連合会と密接に関わっており、支部ごとに設置しています。地区社協の設置範囲については、市や市社協が独自に決めるものでなく、地区の意向により見直されるべきものと考えますので、今後、地区のご意見を共有しながら検討してまいります。	今後の参考とする意見
2	(7ページ) 課題「防犯・防災体制の強化が必要」の中に、地震だけでなく、自然災害や原発事故も想定したほうがいいのか。	防災については、地震や風水害などの自然災害が発生したときの対応を課題に挙げています。原発事故は大規模地震の発生に伴って起こることが想定されるため、原発事故という言葉はあえて表記しませんが、風水害等の自然災害に関する表記を含め修正します。	反映した意見
3	(19ページ～) 施策方針ごとに記載されている「市民・地域の役割」「市社協の取り組み」「市の取り組み」の順序については、市の取り組みが先でもよいと考えるが、「自助」「共助」「公助」の考えに基づくものか。	「自助」「共助」「公助」の考え方に加えて、地域福祉を市民・地域でも考えていただきたいとの願いを込めて、最初に「市民・地域の役割」を記載し、次に地域により密着した存在である「市社協の取り組み」、最後に「市の取り組み」の順に記載しています。	その他(質問)
4	最近「向こう三軒両隣」の精神から「近助」という言葉も使われている。	「近助」の考え方については「共助」に含め、隣近所を含む地域と捉えています。	既に盛り込み済みの意見

5	(19ページ) 居場所づくりの推進に関連して、仲間のサークルが集まる「居場所連絡会」は情報を得る場所として大切だと考えるので、今後開催を検討してほしい。	地域の人がいいつでも気軽に集まり交流できる居場所やふれあいの場づくりは、地域での孤立防止や自立行動の促進につながるものと考え、市及び市社協の取り組みに盛り込んでいます。ご意見は、具体的な施策展開等において参考にさせていただきます。	今後の参考とする意見
6	(19ページ) これからの地域福祉には、住民の誰もが交流できる居場所の存在が大切になってくる。今回の計画には市と市社協の取り組みの中に推進が明確に位置づけられているのがよい。しっかり実行していくことを期待する。	地域の人がいいつでも気軽に集まり交流できる居場所やふれあいの場づくりは、地域での孤立防止や自立行動の促進につながるものと考え、市及び市社協取り組みに盛り込んでいます。計画の実効性を高めるため、市、市社協、市民の代表で組織する「地域福祉計画・地域福祉活動計画推進懇話会」で確実な検証、進行管理を実施します。	その他
7	(21ページ) 市社協の取り組み「地区社協への支援」に関して、市民生活により近い地区交流センターが各種の相談窓口となり、ワンストップ相談(相談内容の仕訳)の役割を担ってくれると助かるのではないかと。	地区交流センターは、地域と行政が円滑に連携するための調整役を担っています。地域福祉の推進役である地区社協は、各地区交流センターを活動拠点としており、地域のつながりをさらに強めていくために、市社協の取り組みに地区社協への支援として地区交流センターとの連携強化を掲げています。特に高齢者福祉においては、市社協に「生活支援コーディネーター」や地区担当職員を配置し、各地域における課題やニーズの把握、資源開発など地域への支援の強化を図っていきます。	既に盛り込み済みの意見
8	(23ページ) 「ふれあい会食会」は比較的元気で会場に通える高齢者を対象としているが、通いたくても通えない高齢者への支援(対応策)が必要。また、活動を支える高齢者の負担を軽減し、ふれあい会食会を持続可能なものとするためには助成金交付以外にも手助けが必要である。そのために、①多彩なレシピの提供、②食材買付の一本化、③催し物等の人材登録一覧表の提供を提案する。	市社協及び市の取り組みに「ふれあいサロン」や「ふれあい会食会」などの開設・運営の支援を記載しています。ご提案は、具体的な施策展開等において参考にさせていただきます。	今後の参考とする意見
9	(27ページ) 災害時の避難所について、自閉症や精神障害者など、多くの人が集まる場所が苦手な人でも安心して避難できる場所が確保できるとよい。	防災対策の強化として、27ページの市の取り組み「(4)災害時避難行動要支援者の支援」に、福祉避難所の拡充など避難支援体制の充実を図ることを記載しています。	既に盛り込み済みの意見
10	(29ページ) 市の取り組み「(3)移動支援・交通対策の推進」では、市民の生活の足の確保、公営バス(小型バス)や乗り合いタクシー等の整備が必要。	高齢者や障害のある人などの移動支援については、各種移動支援サービスに加え、効果的な交通対策も必要であることから、「高齢者や障害のある人などの外出を支援するため、高齢者バス乗車券や障害者タクシー料金の助成と利用を促進するとともに、各種移動支援体制や地域の特性に応じた効果的な公共交通機関の確保を図ります。」と表現を改めます。	反映した意見

11	(31ページ) 市の取り組み「(1)福祉サービスに関する情報提供の充実」で、各種パンフレットについては、サービス利用者にとってわかりやすいものにされたい。	情報提供の充実に関する取り組みの一つに各種パンフレットを含めています。個別の掲載内容の見直しや内容の充実については、今後作成や改訂などの際に配慮します。	今後の参考とする意見
12	(31ページ) 障害者福祉サービスに関する情報が福祉サービス事業所に十分行き届いていないと感じる。福祉サービス事業所の利用者(家族)に情報が届くよう、福祉サービス事業所において情報共有するため、福祉サービス事業所向けの説明会などの取り組みを行ってほしい。	福祉サービスに関する情報の提供については、自立支援協議会や障害者福祉サービス事業所連絡会での情報発信やメールでの情報提供等を行っています。また、「障害者(児)福祉の手引き」に掲載しており、障害者手帳の交付時にこれを利用して説明を行っているほか、市ホームページにも掲載しています。障害者福祉サービスの相談窓口は市担当課のほか、相談を委託している事業所を2箇所(うち1箇所は平成29年度より)設けています。また、市内に8箇所ある指定特定相談支援事業所でも相談に応じています。今後も、障害者福祉サービスの効果的な情報提供に努めます。	今後の参考とする意見
13	(31ページ) 「ふれあい会食会」や「ふれあいサロン」、市社協の取り組みが知られていないように感じる。広報がされているのか。	「ふれあい会食会」や「ふれあいサロン」、市社協の取り組みなどについては、これまでも社協だよりやホームページなどを通じて発信していますが、本計画においても、31ページの市社協及び市の取り組みに情報提供の充実を掲げ、効果的な情報発信に取り組めます。	その他(質問)
14	今後、高齢者も福祉の担い手に転換する必要がある。健康予防の充実を図り、高齢者の社会参加を含めた生活習慣を改善する仕組みづくりが必要。市民活動と健康づくりは、元気なまちづくりの車の両輪である。部門にとらわれず進めることが重要である。	重点プロジェクトの取り組みに「地域福祉を支える担い手の育成」を掲げています。これには、若い世代だけでなく、元気な高齢者も担い手として活躍できる環境づくりや地域貢献活動の支援を盛り込んでいます。また、施策の方針としても、33ページの市の取り組み「(4)予防と健康づくりの推進」、35ページの市の取り組み「(3)高齢者の生きがいづくりの支援」などを記載しています。今後、具体的な施策展開等において、部署を横断して取り組んでいきます。	今後の参考とする意見
15	(45ページ) 数値目標の「14 ディーセントライフ事業参加者数」について、現状値(H27)に対し、目標値(H33)が大幅に上がっているが、数値は妥当か。	同事業において、平成28年度から新規にボランティア登録事業を実施しており、参加者数の増を見込めるため、目標値は妥当と考え設定しました。	その他(質問)
16	(70ページ) 用語解説の「男女共同参画社会」の定義について再確認されたい。	「男女共同参画社会」については出典等により様々な表現がされていますが、よりわかりやすい定義として、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の前文を引用し、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」に改めます。	反映した意見

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	・第4次藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案
----	--------------------------

意見公表場所	①市ホームページへの掲載 ②市役所行政情報コーナー、文化センター、岡部支所、各市立公民館・地区交流センターでの閲覧 ③（福祉政策課）での閲覧 ④藤枝市社会福祉協議会での閲覧
担 当 課	藤枝市 健康福祉部 福祉政策課 福祉政策係（担当者 矢部・村越） 電話 : 054-643-3148（内線4002・4003） 電子メール : fukusi@city.fujieda.shizuoka.jp